

2027 年国際園芸博覧会
神奈川県出展事業（D B 方式）
募集要項

令和 6 年 10 月 11 日
神奈川県環境農政局総務室

目次

第1章 募集要項の位置づけ.....	1
第2章 本事業の目的、概要	1
1 本事業の目的	1
2 事業名称	1
3 事業箇所・県出展面積.....	1
4 事業主体	1
5 発注方式	1
6 選定方式.....	1
7 事業対象区域.....	1
8 対象業務	2
9 事業期間	2
10 見積上限価格.....	3
第3章 プロポーザル応募の手続等.....	3
1 事業者選定スケジュール.....	3
2 応募手続.....	3
第4章 応募者の備えるべき参加資格要件.....	5
1 参加資格に関する事項.....	5
2 参加資格確認手続.....	9
第5章 事業者選定手続き.....	10
1 選定方式.....	10
2 審査の方法.....	10
3 提案審査の方法.....	11
4 優先交渉権者の決定.....	11
5 選定結果の通知及び公表.....	11
6 その他留意点.....	11
第6章 事業契約締結等.....	11
1 仮契約の締結等	11
2 対価の支払い.....	11
第7章 技術提案の履行に関する事項.....	11
1 技術提案書の履行.....	11
第8章 モニタリング及びヒアリング.....	12
1 県による工事の実施状況のモニタリング.....	12
2 工事に係るヒアリング調査.....	12

別紙 2027 年国際園芸博覧会神奈川県出展基本構想

第1章 募集要項の位置づけ

神奈川県（以下「県」という。）は、2027年国際園芸博覧会（以下「園芸博」という。）への出展準備を効率的に進めるため、2027年国際園芸博覧会神奈川県出展事業（以下「本事業」という。）を設計・施工一括発注方式により一体的に実施する。

本要項は、公募型プロポーザル方式で事業者を募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものである。

また、次の文書は本要項と一体のものである。

- ・ 2027年国際園芸博覧会神奈川県出展事業（DB方式）要求水準書
- ・ 2027年国際園芸博覧会神奈川県出展事業（DB方式）提案書評価基準
- ・ 2027年国際園芸博覧会神奈川県出展事業（DB方式）技術提案書作成要領及び様式集
- ・ 2027年国際園芸博覧会神奈川県出展事業（DB方式）別冊様式集
- ・ 2027年国際園芸博覧会神奈川県出展事業業務委託契約書

第2章 本事業の目的、概要

1 本事業の目的

本事業は、本書別紙「2027年国際園芸博覧会神奈川県出展基本構想（以下「基本構想」という。）」に基づき、園芸博における県出展のうち、「花・緑出展（ステージ出展を除く）」について、設計業務、施工業務、工事監理業務、運営関係業務を県が事業者に一括して発注する、設計・施工一括方式（DB（Design Build）方式）にて整備を行うものである。

なお、本事業は、開催に向けた出展準備に係る事業であり、開催期間中の管理・運営業務及び閉会後の撤去等の業務は含めない。

2 事業名称

2027年国際園芸博覧会神奈川県出展事業

3 事業場所・県出展面積

- (1) 事業場所：旧上瀬谷通信施設（神奈川県横浜市旭区・瀬谷区）
- (2) 県出展面積：約 5,000 m²

4 事業主体

神奈川県（担当部局：環境農政局農水産部農業振興課）

5 発注方式

設計・施工一括発注方式（DB方式）

6 選定方式

選定にあたっては、県出展の意義・テーマ等を十分に理解した上で、豊富な経験、企画力・技術能力を有した事業者を選定するため公募型プロポーザル方式とし、価格提案、技術提案を総合的に評価・採点を行い、その結果を踏まえ、優先交渉権者を選定する。

7 事業対象区域

本事業の対象区域の概要について、位置図は別紙「2027年国際園芸博覧会神奈川県出展基本構想」に記載のとおり。

8 対象業務

本事業の対象業務は、次のとおりである。各業務に関する詳細は「2027年国際園芸博覧会 神奈川県出展事業（DB方式）要求水準書（令和6年10月）」（以下「要求水準書」という。）に記載する。

- (1) 設計業務
本事業の基本設計、実施設計、関連業務（現地調査・検証等）を実施する。
- (2) 施工業務
本事業の施工業務、関連業務を実施する。
- (3) 工事監理業務
本事業の施工に伴う工事監理業務を実施する。
- (4) 運営関係業務
全体運営計画、スタッフ採用計画等の策定、関連業務を実施する。
- (5) 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	概要
設計業務	現地調査・検証	設計に向けた事前調査・検証及びそれに付随する報告書の作成
	申請書類の届け出等	本事業に必要な各種許可申請書類の作成、届け出等
	基本設計・実施設計	本事業に必要な設計図書（図面、数量計算書等）の作成
	積算	基本設計・実施設計を基に単価入り内訳書（一位単価含む）の作成
施工業務	建築工事	展示施設（仮設）の建築工事及びそれに付随する関連工事
	造園工事（外構舗装含む）	花き等の調達及び植栽、庭園等の築造及びそれに付随する関連工事
	竣工図書作成	竣工図面等図書の作成
	屋内展示及び屋外演出の企画・制作	屋内展示及び屋外演出の企画・制作及びそれに付随する関連工事
	記録・報告書作成	契約期間における工程の記録（写真撮影等）及びそれに付随する報告書の作成
工事監理業務	工事監理	施工業務の工事監理業務
	変更（出来高）設計	工事の変更設計及び必要に応じて出来高設計の実施
運営関係業務	全体運営計画の策定	全体運営計画、スタッフ採用計画等の策定及びそれに付随する関連業務

9 事業期間

本事業の事業スケジュールは、以下のとおり予定している。
事業スケジュール（予定）

事業契約締結	令和 7 年 3 月
事業期間	本事業に係る業務委託契約締結日の翌日～令和 9 年 3 月 31 日
設計期間	本事業に係る業務委託契約締結日の翌日～事業者が提案する期日
施工・工事監理期間	①施工期間：事業者が提案する期日～令和 9 年 3 月 18 日 ②工事監理期間：事業者が提案する期日～令和 9 年 3 月 18 日
運営計画等策定期間	本事業に係る業務委託契約締結日の翌日～令和 8 年 3 月 31 日（予定）

10 見積上限価格

本事業に係る全ての費用について見積もること。

見積上限価格 1,602,000,000 円（消費税及び地方消費税込）

見積上限価格は本事業の契約締結に係る上限額であり、予定価格については、この範囲で別途、神奈川県が算定する。予定価格を上回った提案は、失格とする。

第 3 章 プロポーザル応募の手続等

1 事業者選定スケジュール

事業者の選定は、次の日程で行う。

募集要項等資料の公表	令和 6 年 10 月 11 日
質問の受付（1 回目）	令和 6 年 10 月 15 日～10 月 22 日
質問の回答	令和 6 年 10 月 28 日
質問の受付（2 回目）	令和 6 年 10 月 29 日～11 月 1 日
質問の回答	令和 6 年 11 月 7 日
参加資格確認申請書類の提出	令和 6 年 11 月 8 日～令和 6 年 11 月 25 日
資格審査結果の通知	令和 6 年 11 月 28 日
基礎審査及び提案審査提出書類の提出	令和 6 年 11 月 29 日～12 月 16 日
面接審査（応募者によるプレゼンテーション）	令和 6 年 12 月 19 日（予定）
優先交渉権者決定通知	令和 6 年 12 月 26 日
設計・施工・工事監理・運営関係業務委託仮契約の締結	令和 7 年 1 月 6 日～1 月 10 日
設計・施工・工事監理・運営関係業務委託契約の締結	令和 7 年 3 月下旬

※応募状況等によって、日程を変更する場合がある。

2 応募手続

本事業の受注を希望する代表者は、以下の手続に従うものとする。

(1) 募集要項等資料の公表

募集要項等資料は、「かながわ電子入札共同システム」で公表する。

(2) 質問の受付及び回答

令和 6 年 10 月 15 日午前 9 時から 10 月 22 日午後 5 時までに、(3)エに示すメールアドレスでメールにて受け付ける（その他の方法による質問は受け付けない。）。質問の回答は、令和 6 年 10 月 28 日に行う。なお、回答内容に関する再質問がある場合に限り、令和 6 年 11 月 1 日午後 5 時までメールにて受け付け、質問の回答は、令和 6 年 11 月 7 日に行う。

なお、質問の回答は、県ホームページ上に掲載する。

(3) 参加資格確認申請書類の提出

応募者は、参加資格確認申請書類を、次のとおり提出すること。

なお、提出書類の作成、提出部数は「別冊様式集」に従うこと。

ア 提出日

令和6年11月8日から同月25日まで

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く）

イ 提出方法

応募者が持参すること。郵送等では受け付けない。

ウ 応募申込の無効

(ア) 参加表明書を活用せず、申込みを行った場合は無効とする。

(イ) 参加表明書に社印が押印されていない場合は無効とする。

エ 連絡先及び提出場所

神奈川県環境農政局農水産部農業振興課国際園芸博覧会推進グループ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

電話 045-285-0339

メールアドレス：hanahaku.tu3k@pref.kanagawa.lg.jp

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、県から参加資格確認申請を行った者に対して、令和6年11月28日までに電子メールにより通知する。

当該通知の際、資格審査を通過した者に対しては、それぞれに提案受付番号を交付する。

参加資格を有していないと認められた参加資格確認申請者に対しては、その理由についても付記する。疑義が生じた場合は、応募者が次のとおり書面により請求することができる。

ア 請求期限：資格審査結果通知に記載

イ 請求場所：(3)エ連絡先及び提出場所と同じ

ウ 請求方法：苦情申立書(別冊様式13)を持参すること。郵送による提出は認めない。

エ 回答時期：請求期限の翌日から5日以内（閉庁日を含まない。）に請求者に対し、書面により回答する。

オ エの回答に不服がある者は、参加資格がないと認めた理由の説明に係る書面を受領した日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に再苦情申立書（別冊様式14）を持参することにより、不服を申し立てることができる。なお、再苦情申立の請求場所は、イに同じ。

(5) 応募の辞退

資格確認申請書を提出した者が応募を辞退する場合は、参加辞退届(別冊様式参考)を令和6年12月16日までに提出すること。なお、郵送する場合は、必ず配達証明付とし、令和6年12月16日までに必着すること。

参加辞退書を提出した者は、当初より応募しなかったこととして取り扱うが、期限までに参加辞退書を提出しないで提案書類を提出しなかった場合は、その者を選定結果公表時に公表する。

(6) 基礎審査及び提案審査書類の提出

資格審査を通過した者は、基礎審査及び提案審査に関する提出書類を次のとおり提出すること。

技術提案書は、技術提案書作成要領に定める様式及び方法により提出すること。

- ※1 提出した技術提案書の内容は、変更を認めない。
- ※2 技術提案書の作成、提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。また、提出された技術提案書の返却は行わない。
- ※3 提出された技術提案書は、契約事務、技術審査、監督及び検査以外に、提出者に無断で使用しない。
- ※4 技術提案書に虚偽記述等の行為があった場合には、契約の解除や神奈川県指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

ア 提出日

令和6年11月29日から同年12月16日まで

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

※(3)エの連絡先に電話連絡の上、その際県が指定した時間

イ 提出方法

県が指定した時間に、応募者が持参すること。郵送等による提出は受け付けない。

ウ 提出場所

(3)エの連絡先及び提出場所と同じ

第4章 応募者の備えるべき参加資格要件

1 参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、第2章の8に掲げる業務を実施することを予定する単体企業、事業協同組合、特定建設工事共同企業体（以下「建設工事共同企業体」という。）又はこれらのものと工事系委託業務に係る共同企業体（以下「設計共同体」という。）の組合せによって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。ただし、建設工事共同企業体又は応募グループを構成する者（応募グループを構成する設計共同体を構成する者を含む。以下「構成員」という。）は、重複して本事業に応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業が構成員となっている建設工事共同企業体及び設計共同体の応募は無効とする。

イ 建設工事共同企業体又は応募グループは、構成員（設計共同体を構成する者を除く。）の中から参加手続を代表して行う者（以下「代表者」という。）を定めること並びに参加資格確認申請書及び2(2)アの(ア)から(イ)において示す付属書類（以下これらを「参加資格確認申請書等」という。）の提出時において各構成員の名称及び担当する業務等を明らかにしなければならない。

ウ 建設工事共同企業体又は応募グループについては、複数の業務を同一の構成員が実施できるものとする。ただし、担当する業務の参加資格要件を全て満たすことを条件とする。

エ 建設工事共同企業体、設計共同体又は応募グループについては、同一の業務を複数の構成員が担当できるものとする。ただし、各構成員が担当する業務の参加資格要件を全て満たすことを条件とし、当該業務に係る代表者（以下「業務代表者」という。）を定めることを要する。

オ 参加資格の確認基準日（以下「確認基準日」という。）後は、構成員の変更及び追加並びに担当する業務の変更は、原則として認めない。ただし、基礎審査及び提案審査書類の提出期限までの間に県がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。

カ 建設工事共同企業体又は応募グループの運営形態は、各構成員が共同の責任で一体

となって施工するものとする（共同施工方式）。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者（建設工事共同企業体又は応募グループである場合は、その各構成員。以下この号及び次号において同じ。）は、次に掲げるいずれの要件も満たしていること。

ア 神奈川県競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者又はその営業を継承したと認められる者であって、資格者名簿において担当する業務ごとに次の表に掲げる営業種目に登載されているものであること。また、知事が認定した等級格付及び所在地の要件は、次の表のとおりとする。

なお、建設工事共同企業体及び応募グループについて、構成する者は次の表に掲げる条件の営業種目のいずれかに登載されていればよいものとし、建設工事共同企業体及び応募グループで全ての条件を満たすこと。

担当する業務	資格者名簿における営業種目（コード）	知事が認定した等級格付及び所在地
設計業務	建築設計（302）、造園（326）、催事関係業務（530 細目：企画・会場設営）	催事関係業務の等級がAもしくはB
建築工事	建築一式（020）	建築一式工事の等級がAで、県内に本店、受任地、支店のいずれかがある者
造園工事	造園工事（230）	造園工事の等級がAで、県内に本店、受任地、支店のいずれかがある者
工事監理業務	建築設計（302）、造園（326）	－
運営関係業務	催事関係業務（530 細目：企画・会場設営）	催事関係業務の等級がAもしくはB

なお、当該営業種目について資格者名簿に登載されていない者で本プロポーザルに参加しようとするものは、令和6年11月25日（月）午後5時までに、かながわ電子共同入札システムの資格申請システムの申請メニューにより競争入札参加資格認定申請手続を行うとともに、当該申請に必要な書類を次の提出先へ提出すること。

（工事・コンサル）

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課横浜駐在事務所「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24の2 かながわ県民センター）
（一般委託・物品）

神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」
（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1）

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

ウ 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

エ 確認基準日前2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続きの開始決定を受けた後、県の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

オ 確認基準日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続きの開始決定を受けた後、県の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

カ 確認基準日において、債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされている者でないこと。

キ 確認基準日において、事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でない

こと。

ク 健康保険、年金保険及び雇用保険に加入している者であること。ただし、これらの保険の加入義務がない者を除く。

ケ 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

コ 本プロポーザルに係る他の応募者において施工業務を担当する者との関係が次に掲げる資本関係又は人的関係にないこと。

なお、詳細は、県ホームページ公表資料（URL <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/48332/seigen-chirashi.pdf>）を確認すること。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する場合

- a 子会社等と親会社等の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、aについては会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他応募の適正さが阻害されると認められる場合

組合（建設工事共同企業体及び応募グループを含む。）とその構成員が同一の応募に参加している場合その他(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

サ 退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者（経営事項審査の対象であるものに限る。）又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結している者であること。

シ 「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。

(3) 特定の業務に係る参加資格要件

ア 設計業務を担当する参加者

次の(ア)から(ウ)までのいずれの要件も満たしていること。ただし、(イ)及び(ウ)の要件については、複数の構成員が設計業務を担当する場合は、(1)エにかかわらず、業務代表者が要件を満たしていればよいものとする。

(ア) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録又は建設業法第3条第1項の規定に基づく造園工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 元請けとして1,500㎡以上の国際的なイベントや博覧会施設に係る設計又は総合プロデュース業務を行った実績を有すること。

(ウ) 管理技術者として、一級建築士及び一級造園施工管理技士又はRCCM（造園）の資格を有する者を配置できる者であること。ただし、専任であることを要しない。

イ 建築工事を担当する参加者

次の(ア)から(ウ)までのいずれの要件も満たしていること。ただし、(イ)及び(ウ)の要件については、複数の構成員（設計共同体を構成する者を除く。）が建築工事及び造園工事（外構舗装含む）業務を担当する場合は、(1)エにかかわらず、業務代表者が要件を満たしていればよいものとする。

(ア) 建設業法第3条第1項の規定に基づき、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設業法第26条の規定に基づく主任技術者又は監理技術者として、参加資格確認申請日以前に参加者と直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係を有するものを専任で配置できる者であること。主任技術者を配置する場合にあつては、当該主任技術者が、建築一式工事に係る資格を証明できる書類（技術検定合格説明書等）を有すること。監理技術者を配置する場合にあつては、当該監理技術者が、建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有するとともに、監理技術者講習修了証の交付を受けていること。

(ウ) 過去10年（平成27年4月1日～現在までに完了した業務）以内に開催された大規模国際イベント（例：国際博覧会、国際園芸博覧会、博覧会協会や国際競技団体が主催する同等規模の国際イベント）における仮設整備を元請け又は共同企業体の構成員として施工した実績を有すること。

※仮設整備とは、開催に必要な仮設の施設や設備等の整備をいう。

なお、参加資格確認申請書等の提出時点において、主任技術者又は監理技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加資格確認申請書等を提出することは差し支えない。また、工事着手時において、上記候補者と同等の資格を有することを県が確認した上で、候補者の変更を行うことを認める。

ウ 造園工事（外構舗装含む）業務を担当する参加者

次の(ア)から(ウ)までのいずれの要件も満たしていること。ただし、(イ)及び(ウ)の要件については、複数の構成員が建築工事及び造園工事（外構舗装含む）業務を担当する場合は、(1)エにかかわらず、業務代表者が要件を満たしていればよいものとする。

(ア) 建設業法第3条第1項の規定に基づき、造園工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 過去10年（平成27年4月1日～現在までに完了した業務）以内に開催された大規模国際イベント（例：国際博覧会、国際園芸博覧会、博覧会協会や国際競技団体が主催する同等規模の国際イベント）における造園工事を元請け又は共同企業体の構成員として施工した実績を有すること。

(ウ) 建設業法第26条の規定に基づく主任技術者又は監理技術者として、参加資格確認申請日以前に参加者と直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係を有するものを専任で配置できる者であること。主任技術者を配置する場合にあつては、当該主任技術者が、造園工事に係る資格を証明できる書類（技術検定合格説明書等）を有すること。監理技術者を配置する場合にあつては、当該監理技術者が、造園工事に係る監理技術者資格者証を有するとともに、監理技術者講習修了証の交付を受けていること。

なお、参加資格確認申請書等の提出時点において、主任技術者又は監理技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加資格確認申請書等を提出することは差し支えない。また、工事着手時において、上記候補者と同等の資格を有することを県が確認した上で、候補者の変更を行うことを認める。

エ 工事監理業務を担当する参加者

次の(ア)から(イ)までのいずれの要件も満たしていること。ただし、(イ)の要件については、複数の構成員が工事監理業務を担当する場合は、(1)エにかかわらず、業務代表者が要件を満たしていればよいものとする。

(ア) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録又は建設業法第3条第1

項の規定に基づく造園工事につき特定建設業の許可を受けていること。

- (イ) 管理技術者として、一級建築士及び一級造園施工管理技士又はR C C M（造園）の資格を有する者を配置できる者であること。ただし、専任であることを要しない。

オ 運営関係業務を担当する参加者

次の(ア)の要件を満たしていること。ただし、複数の構成員が運営関係業務を担当する場合は、(1)エにかかわらず、業務代表者が要件を満たしていればよいものとする。

- (ア) 過去10年（平成27年4月1日～現在までに完了した業務）以内に開催された大規模国際イベント（例：国際博覧会、国際園芸博覧会、博覧会協会や国際競技団体が主催する同等規模の国際イベント）において、元請けとして管理・運営業務の実績を有すること。

(4) 建設工事共同企業体の構成に係る要件

ア 構成員の数は、2者又は3者であること。

イ 構成員の数が2者である場合、構成員の出資比率は、次の(ア)及び(イ)のとおりであること。

- (ア) 代表者の出資比率が総出資額の100分の55以内で、かつ、構成員中最大であること。

- (イ) 代表者でない構成員の出資比率が総出資額の100分の45以上であること。

ウ 構成員の数が3者である場合、構成員の出資比率は、次の(ア)から(ウ)までのとおりであること。

- (ア) 代表者の出資比率が総出資額の100分の50以内で、かつ、構成員中最大であること。

- (イ) 代表者でない構成員2者のうちの1者の出資比率が総出資額の100分の30以上であり、かつ、(ウ)で定める構成員の出資比率以上であること。

- (ウ) (ア)及び(イ)以外の構成員の出資比率が総出資額の100分の20以上であること。

エ 全ての構成員が、設計業務以外を担当する者であること。なお、複数の業務を兼任することは可能であるものとする。

(5) 設計共同体の構成に係る要件

ア 構成員の数は、2者又は3者であること。

イ 全ての構成員が、建築工事及び造園工事以外の業務を担当する者であること。なお、複数の業務（建築工事及び造園工事を除く。）を兼任することは可能とする。

2 参加資格確認手続

(1) 確認基準日

ア 参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書類の提出期限（令和6年11月25日）とする。

イ 参加資格確認申請書類提出後から提案書提出までの間、共同企業体を構成する企業のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、共同企業体は参加することができない。

ウ 提案書提出後から優先交渉権者決定までの間、共同企業体を構成する企業のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、県は共同企業体を事業者選定のための審査対象から除外する。

(2) 参加資格の確認

応募者は、参加資格確認申請書等を提出し、参加資格を有することについての確認を受けること。

なお、参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

ア 参加資格確認申請に必要な書類

- (ア) 参加表明書（別冊様式1）
- (イ) 委任状（別冊様式2－1又は2－2）
- (ウ) 参加資格確認申請書兼誓約書（別冊様式3－1又は3－2もしくは3－3）
- (エ) 構成員一覧（別冊様式4）
- (オ) 構成員連絡先一覧（別冊様式5）
- (カ) 配置予定技術者届（設計・工事監理）（別冊様式6）
- (キ) 配置予定技術者届（建築工事）（別冊様式7）
- (ク) 配置予定技術者届（造園工事）（別冊様式8）
- (ケ) 同種業務の履行実績届（別冊様式9）

1の(3)のアの(イ)、1の(3)のイの(ウ)、1の(3)のウの(イ)、1の(3)のオの(ア)に係る業務について、資格要件とされた内容(規模・業務内容等)及び完成を確認できる書類を添付すること。

(例) ・PUBDISの業務カルテの写し

・契約書の写し 等

- (コ) 特定建設工事共同企業体協定書（別冊様式10）
- (サ) 工事系委託業務共同企業体協定書（別冊様式11）
- (シ) 資本関係又は人的関係申告書（別冊様式12）
- (ス) 建築士事務所登録通知書（写し）又は登録証明書（原本）（申請者用）
- (セ) 特定建設業の許可について（通知）の写し
- (ソ) 最新の有効な「経営事項審査結果通知書」の写し

第5章 事業者選定手続き

事業者選定手続きは次のとおり実施する。詳細は「2027年国際園芸博覧会神奈川県出展事業(D B方式)提案書評価基準(令和6年10月)」(以下「提案書評価基準」という。)に示す。

1 選定方式

本事業は、応募者の経験や企画力・技術力等を総合的に活用する必要があるため、本事業における優先交渉権者の選定については、公平性、競争性及び透明性を確保した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

2 審査の方法

審査は、以下の通り、資格審査、基礎審査および提案審査から構成される。

- (1) 資格審査
参加資格要件を満たしていることを確認
- (2) 基礎審査
 - ア 提案価格が予定価格以下であることを確認
 - イ 要求水準書の要件を満たしていることを確認
 - ウ 提案価格算定の確認
- (3) 提案審査
 - ア 技術提案評価 ・技術提案に関する得点化
 - イ 価格提案評価 ・価格提案に関する得点化

3 提案審査の方法

提案審査は、面接審査（応募者によるプレゼンテーション）とする。詳細については、基礎審査結果の通知以降に応募者に別途通知する。

4 優先交渉権者の決定

県は、担当部局が設置した審査会による「技術提案評価」に係る得点（技術評価点）と、「価格提案評価」に係る得点（価格評価点）を合計した総合評価点を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

5 選定結果の通知及び公表

令和6年12月26日に選定結果を応募者に通知する。なお、選定後、全ての応募者の名称および優先交渉権者を「かながわ電子入札共同システム」及び県ホームページ上で公表する。

6 その他留意点

応募に当たっての費用は応募者が負担し、提出された提案書等の著作権は応募者に帰属するが、公表、その他県が必要と認めるときは、応募者の了解を得た上で、県はこれを使用できるものとする。

なお、本公募型プロポーザルに関して提出された書類は、応募者へ返却しない。

第6章 事業契約締結等

1 契約の締結

(1) 仮契約の締結

県は、本事業を円滑かつ確実に実施するため、本事業に係る仮契約を、優先交渉権者の決定があった日から7日以内（年末年始を除く。）に落札者と締結する。なお、1(2)の議決を得られたときに本契約として効力が発生するものとする。

(2) 契約の成立要件

契約の締結に当たっては、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により議会の議決に付すべきものとし、議決を得られたときに本契約として効力が発生するものとする。なお、議案が否決された場合には契約を締結しない。

また、仮契約後、議会の議決までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限又は神奈川県指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しないこととする。

(3) 契約保証金

業務委託契約書に基づくものとする。

(4) その他

契約書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。

2 対価の支払い

(1) 費用の支払方法

精算払とする。前金払及び部分払については各契約に基づいて実施する。

第7章 技術提案の履行に関する事項

1 技術提案書の履行

事業者の技術提案の評価内容を担保するため、事業者の技術提案項目については、原則履

行を求めるものとする。具体的な履行方法については、県および事業者で協議のうえ、決定するものとする。

第8章 モニタリング及びヒアリング

1 県による工事の実施状況のモニタリング

県は、事業者が行う本工事が契約書に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本工事のモニタリングを行う。モニタリング方法については、県が定めた方法に従ってモニタリングを行い、事業者はこれに協力しなければならない。

県のモニタリングにより、本事業の実施状況が業務委託契約書、要求水書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、県は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講ずるものとする。

2 工事に係るヒアリング調査

受注者は県が行うヒアリング調査等に協力しなければならない。

【本事業に関する問合せ先】

神奈川県環境農政局農水産部農業振興課 国際園芸博覧会推進グループ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

電話 045-285-0339(直通)

FAX : (045)210-8851

URL : https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/2027_kokusaiengeihaku/proposal.html

※ ただし、本募集要項に関する質問は、「第3章 2 (2) 質問の受付及び回答」に記載の期間及び方法に限る。